

諮問番号：令和3年度諮問第3号

答申番号：令和3年度答申第3号

## 答 申 書

### 第1 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人 ●●●● 氏に対して行った市・府民税減免申請に伴う棄却処分（令和3年8月31日付け箕総民第91号の2。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却することが相当である。

### 第2 諮問に至るまでの経過

- 1 令和3年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、箕面市税条例（昭和25年箕面市条例第66号。以下「市税条例」という。）第16条の4及び第17条の2の規定並びに大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第24条の2の規定に基づき、年税額を29,300円と決定した令和3年度（2021年度）市・府民税納税通知書を発送した。当該市・府民税の納期限は、市税条例第17条の規定に基づき、第1期分が令和3年6月30日、第2期分が同年8月31日、第3期分が同年11月1日、第4期分が令和4年1月31日であり、期割税額は、第1期分が8,300円、第2期分から第4期分までがそれぞれ7,000円である。
- 2 令和3年8月11日、審査請求人は、処分庁の窓口を訪れ、失職により収入がないため令和3年度市・府民税の減免申請を希望した。処分庁の職員は、事情を聞き取り、減免の適用は困難である旨を説明したところ、審査請求人は、令和3年度市・府民税第2期分から第4期分までの計21,000円を対象として市税減免申請書をその場で記入して提出し、処分庁はこれを受け付けた。
- 3 審査請求人は、令和3年8月23日付けで「市民税減免申請に関する調査票」を処分庁に提出し、翌24日、処分庁はこれを受け付けた。当該調査票には、退職の理由が「コロナによる人員整理」と記載されていたが、添付されていた雇用保険受給資格者証（令和3年8月23日付け池田公共職業安定所長発行）では、離職理由のコードが「40」（＝正当な理由のない自己都合退職）と記載されていた。
- 4 処分庁は、審査請求人の減免申請について、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条及び市税条例第19条第1項に該当しないため棄却することに決定し、令和3年8月31日、審査請求人に対して本件処分を通知した。併せて、

期別税額を第3期 11,000 円、第4期 10,000 円に変更した「令和3年度市府民税税額決定（更正）通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書」及び「納税通知書」を審査請求人に対して郵送した。

- 5 令和3年9月1日、審査請求人は、処分庁に架電して本件処分の説明を求め、処分庁の職員は、これに応じて説明した。
- 6 審査請求人は、本件処分を不服として令和3年9月23日付け審査請求書を審査庁に提出し、同月27日、審査庁はこれを受け付けた。
- 7 審査庁は、令和3年9月30日付けで当該審査請求書のうち「審査請求に係る処分の内容」「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」「その他」の補正を命じ、審査請求人は、同年10月8日に補正書を提出した。
- 8 令和3年10月12日、審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、審理員を指名した。
- 9 令和3年12月22日、審理員は、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書、同年11月4日付け処分庁弁明書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。
- 10 令和4年1月6日、審査庁は、審理員意見書等の内容を踏まえ、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮問した。

### 第3 審理関係人の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求書

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

令和2年3月にコロナで職を失った。現在も就職活動をしているが、睡眠障害を患いなかなか仕事が決まらない。国民年金も健康保険料も払えないので減免してもらっている。総合支援基金や緊急小口資金も限度まで借り切っており、これが尽きたらいよいよ消費者金融などに借金しなければならない。明日の食事もあるか分からない状況で、税金を払う余裕がない。仕事が決まったら納税するので、どうか免除をお願いします。

##### (2) 口頭意見陳述

現在、腰も悪くなって仕事が決まらず、手元現金がわずかで友人から借金しており、1日1食でしのいでいる状態である。

#### 2 処分庁の主張

次の(1)から(3)までのとおり、当該減免申請は、市税条例及び箕面市

市民税減免措置要綱（令和2年箕面市訓令第6号。以下「要綱」という。）に規定する要件に該当しないことから本件処分を行ったものであり、この処分に違法・不当なところはない。よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

（1）市・府民税減免の適用要件について

地方税法第323条及び第45条により、市長は、①天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、②貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者、③その他特別の事情がある者に限り、当該市の条例で定めるところにより、市・府民税を減免することができることとされており、具体的な要件は、市税条例及び要綱に規定している。

（2）減免申請棄却に至った理由について

市税減免申請書に記載の事由が「失職により収入がない為」であることから、まず、市税条例第19条第1項第4号の適用の可否について審査した。

審査請求人は令和2年3月11日付けで離職しており、令和2年7月から雇用保険における基本手当を受給し、令和2年11月に受給を終了している。

審査請求人は、調査票「1 申請されるかたの就業状況」の項目の退職理由に「コロナによる人員整理」と記入しているが、添付された雇用保険受給資格者証（写し）によると、離職理由は「正当な理由のない自己都合退職（コード40）」として、受給資格決定がされている。

このことから、審査請求人の失業は正当な理由のない自己都合退職と認められ、市税条例第19条第1項第4号に係る適用基準における失業（正当な理由のない自己都合による退職を除く失業）に該当しないと判断した。

また、調査票「5 疾病等」の項目によると疾病等はなく、医療費の支払いも見込まれないことから、同号の適用基準である傷病その他これらに類する理由にも、市税条例第19条第1項第9号に係る適用基準にも該当しなかった。

その他、市税条例第19条第1項各号に係る適用基準にも該当するものはなく、自己都合による退職であり、疾病等もなく、求職活動中との調査票の記載と、審査請求人の年齢等から総合的にみると、まずは徴収の猶予等から措置すべき事案であると判断した。

（3）審査請求の理由について

「令和2年3月にコロナで職を失いました。」及び「現在も就職活動をしております」との陳述については、調査票にその旨の記入があったが、「睡眠障害を患ってしまい」との陳述については、調査票にその旨の記入はなかった。（調査票には疾病は「無」との記入があった。）

その他の陳述については、本件処分とは関係ないものである。

### 3 口頭意見陳述における審理員から審査請求人への確認事項

審理員が「市民税減免申請に関する調査票」に記載した退職理由を「コロナによる人員整理」としていることについて確認したところ、審査請求人は、会社は解雇の扱いにしたくないので退職勧奨を行っていること、ハローワークで異議申立の説明は受けていないが、雇用保険受給資格者証に記載された解職理由の意味が解雇ではないことは理解していたことを述べた。

## 第4 審理員意見書の要旨

本件は、審査請求人による令和3年度市・府民税第2期分から第4期分までの計21,000円を対象とした市税減免申請について、処分庁がこれを棄却した本件処分が違法不当であるとして本件審査請求に至ったという事案である。下記1及び2のとおり、失職又は疾病等のいずれの理由であっても審査請求人による減免申請は地方税法、市税条例及び要綱に定められた要件に該当しないことから、本件処分に違法不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 1 失職による減免について

- (1) 審査請求人は、市税減免申請書において申請の理由を「失職により収入がない為」とし、調査票の「申請されるかたの就業状況」の項目の退職理由に「コロナによる人員整理」と記入していることから、まず審査請求人が、市税条例第19条第1項第4号の「当該年度において所得が皆無になったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者」に該当するかが問題になる。
- (2) 市税条例第19条第1項各号に該当するかどうかの具体的適用基準は要綱第4条及び別表で示されているが、それによれば、失職により所得がなくなったことにより市税条例第19条第1項第4号に該当するのは、その失職が「失業（本人の意思に反した勤務先の都合による解雇によって職を失い、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態をいい、正当な理由のない自己都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職等については除く。）、休業、事業の廃止（倒産、破産又は廃業によって職を失っている状態にある者をいい、営業権の譲渡又は法人の設立によるものは除く）」であることが条件となっている。
- (3) 審査請求人が調査票に添付した雇用保険受給資格者証では、離職理由は「正当な理由のない自己都合退職（コード40）」と記載されているのに対し、審

査請求人は調査票では「コロナによる人員整理」とし、口頭意見陳述においても退職勧奨に基づく退職であるとして「正当な理由のない自己都合退職」であることを否定している。

しかしながら、かかる審査請求人の主張を裏づけるような客観的資料は示されていない。

また、審査請求人は雇用保険受給資格者証記載の離職理由が少なくとも解雇でないことを認識していたにもかかわらず、審査請求人がこれに異議を申し立てるなどの対応をした事実は認められない。

- (4) 以上から、雇用保険受給資格者証記載の離職理由である「正当な理由のない自己都合退職」を覆すだけの事情は認められず、審査請求人の失職による所得喪失については、市税条例第 19 条第 1 項第 4 号の要件には該当しないといわざるを得ない。

## 2 疾病等による減免について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、「睡眠障害を患いなかなか仕事が決まらない」と主張しているので、かかる疾病による所得喪失を理由に審査請求人が市税条例第 19 条第 1 項第 4 号あるいは同第 9 号に該当しないかについても一応検討する。

- (2) 疾病により所得がなくなった場合には、市税条例第 19 条第 1 項第 4 号あるいは第 9 号に該当する可能性がある。

しかし、審査請求人が睡眠障害を患っているということは、審査請求書及び口頭意見陳述においてのみ主張されているもので、睡眠障害にり患していること、及び疾病により就業困難であることを示す客観的資料は示されていない。

一方、審査請求人作成の調査票には疾病等は「無」と記載され、「4. 生活（支出）状況等」の欄に記載された審査請求人の家計収支においても医療費の支出の記載がないことからすれば、審査請求人の主張を直ちに認めることはできない。

- (3) 以上より、疾病により所得がなくなったという事実は認められず、審査請求人について、疾病を理由とした市税条例第 19 条第 1 項第 4 号あるいは第 9 号の適用は認められない。

## 第 5 箕面市行政不服審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、令和 4 年 1 月 6 日付け諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を検討した。

- 2 当審査会は、令和4年1月7日付けで、審査請求人及び審査庁に対して、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第76条の規定に基づき、主張書面又は資料の提出ができる旨とその期限を通知した（審査請求人宛の通知が郵便局から返送されたため、審査請求人に電話連絡し、提出しない旨の意向を確認した上で再度同月17日付けで通知した）が、当該期限までにいずれからも提出はなかった。また、同法第81条第3項で準用する同法第75条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。
- 3 令和4年1月26日、当審査会は、上記2を踏まえて諮問内容を審議した。
- 4 令和4年1月26日、当審査会は、審査請求人の国民年金及び国民健康保険料が減免されていることについて、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第74条の規定に基づき、審査庁に対して調査を行った。これに対し、同年2月4日に審査庁から回答があり、減免の事実とその根拠及び理由を確認した。

#### 第6 箕面市行政不服審査会の判断の理由

当審査会において調査審議したが、市民税の減免は地方税法及び市税条例等に基づき実施されるべきところ、審査請求人の申請した減免申請について市税条例等に定める減免事由に該当するものとは認められなかった。また、審査請求人が「国民年金も健康保険料も払えないので減免していただいております」と主張する点については、当審査会の調査の結果、審査請求人において減免を受けている事実は認められたが、国民健康保険料あるいは国民年金保険料の各減免事由と市民税の減免事由は同一ではなく、国民健康保険料あるいは国民年金保険料の減免を受けているとしてもただちに市民税において減免すべきことにはならない。上記の次第であり、審理員意見書の検討及び判断は相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上